

毎週火・金曜日発行（但休日）に当るときは（日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
- ◇告示 司法警察員として職務を行なう者の指名
昭和三十八年度第二次二等陸士及び二等空士の募集期間
- ふそ病検査の実施
- 豚コレラ予防注射の実施
- 健康保険法による保険医の登録
- 牛のピロプラズマ病検査等の実施
- 牛の肝てつ検査等の実施
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会の招集

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「鳥取県立経営伝習農場」を「鳥取県立経営伝習農場（鳥取県農業指導者養成所）」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（鳥取県農業指導者養成所）

第四十七条の二 鳥取県農業指導者養成所は、近代的な農業経営を担当するにふさわしい者を養成するため、農村青壮年の研修を行なう機関とする。

2 鳥取県農業指導者養成所は、東伯郡関金町に置く。

附 則

この規則は、昭和三十八年六月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百八十五号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十七
条第五項の規定による司法警察員として職務を行なう者
を次のように指名した。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

司法警察 員証番号	職名	氏 名	勤務所	指名期間
四七六	技術 吏員	兜金 幸男	水産課	自三八、四、一 至三九、三、三
五〇五	"	元井 義春	"	"
五五四	"	勝間 弘治	"	"
五六三	"	沢 一夫	"	"
五六四	"	中島 壮史	"	"
五七五	"	佐竹 嘉泰	"	"

鳥取県告示第二百八十六号

昭和三十八年度第二次二等陸士及び二等空士の募集期

間は、昭和三十八年六月一日から、昭和三十八年八月三
十一日までと定められたので、自衛隊法施行令（昭和二
十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十八条の
規定により告示する。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ
てふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和
二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、み
つばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ふそ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
みつばち

四 実施期日 別表のとおり

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

別表 ふそ病

実施期日	実施区域	実施場所
六月一日	倉吉市横田	野島 義雄養蜂場
"	"	野島 一昭
" 三日	東伯郡関金町野添	小椋 岩治
"	"	山口 宗敦
"	三朝町木地山	西田 正民
"	"	福本
" 四日	"	中山 嘉陽
"	鉛山	中原 嘉陽
"	"	河原 富保
"	福田	河原 富保
" 五日	東伯町助	原口 栄
"	"	福田 信蔵
"	"	福田 保

鳥取県告示第二百八十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領による

て豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法
（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づ
き、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。
昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日以内のもの、分べん前一ヶ月
のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和三十八年六月八日から七月七日ま
での期間各豚舎巡回
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第二百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十五条ノ
五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした
ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及

び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十八年五月三十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名 住 所
八木 正稔 東伯郡三朝町山田 鳥医 登録の登録年月日
八二七 八二七 九七一 昭和三十八年五月四日

鳥取県告示第二百九十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて気腫疽予防注射、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロ

プラズマ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
気腫疽予防注射
牛。ただし、生後四ヶ月以内及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

結核病及びブルセラ病検査

牛搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし生後六ヶ月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

気腫疽予防注射……気腫疽予防液皮下注射

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

だに駆除……BHC撒布

別表一 気腫疽予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

六月 十日 日野郡江府町日ノ詰地区 日ノ詰家畜検査所

十一日 深山地区 深山口

十二日 日野町横路地区 横路

十三日 板井原地区 板井原

十四日 江府町御机地区 御机

十七日 下蚊屋地区 下蚊屋

十八日 江尾地区 大河原

十九日 柿原 佐川

三十日 吉原

三十一日 大万

別表二 結核、ブルセラ病検査

実施期日 実施区域 実施場所

六月四日 溝口町金屋谷、日野町黒坂 金屋谷、黒坂検査所

七日 〃 〃 〃

別表二 気腫疽予防注射

実施期日 実施区域 実施場所
六月六日 日野町黒坂地区 中菅、中畑検査所

鳥取県告示第二百九十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの分べん前一月以

内のもので及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び投薬の方法

検査……皮内注射反応及び虫卵検査

投薬……ピチノール製剤投与

実施期日	実施区域	実施場所
六月 四日	倉吉市旧灘手	津原、谷、尾原
"	" 旧上小鴨	中田福山、上古川、広瀬
"	" 旧高城	服部、上福田、岡、下米積
"	" 旧北谷	森、中野、福富、志津
六日	東郷町旧東郷	川上、国信、小鹿谷
"	" 旧花見	埴見、長和田、門田
七日	倉吉市旧上北条	穴窪、中江、古川沢
"	北条町旧下北条	曲、松神、米里
八日	倉吉市旧社	福光、国分寺
"	十日 関金町旧南谷	泰久寺、大鳥居、安歩
"	" 旧矢送	山口、郡家、市場
"	" 旧山守	明高、堀、今西
十一日	三朝町旧旭	町大柿、本泉、福田
"	" 旧竹田	末地山、穴鴨、下西谷
十二日	"	"

- " 十三日 大栄町旧栄 東高尾、西高尾、下種、龜谷
- " " 旧大誠 原、島
- " " 倉吉市旧小鴨 岩倉、大宮、下大江
- " " 小鴨、西鴨、福守
- " " 東伯町旧浦安 浦安、上伊勢、槻下

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和三十八年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十八年六月五日 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁内

三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員室

1 都道府県選挙管理委員会連合会中国支会練会の開催について

2 都道府県選挙管理委員会連合会中国支会総会の提出議題について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 (定価) 一部月極二五〇円(送料共)